

町内企業のための人材確保セミナー

# 会社が好循環で回る！ 人手不足の解決策

～人材確保・定着に大事なこと～

【日時】7月19日(金)14時～16時 受講無料

【対象】西原町内企業の事業主、経営幹部、  
人事担当、創業予定の方

【定員】30名

【場所】西原町役場内 会議室

※事前申込(電話)が必要です。定員に達し次第、申込終了とさせていただきます。  
人手不足で悩んでいる事業主の方必見!どの業種においても人手不足で企業が  
悩む今、社会保険労務士からみる「人手不足」にはどんな対策が必要なのか、成  
功事例や失敗事例を交えながらわかりやすくご紹介します。



【申込先・お問い合わせ】

西原町雇用サポートセンター(産業観光課内)  
☎945-4540

# 不発弾等探査の 要望者募集

不発弾等探査を要望する方で、以下の条件をクリアし  
ている土地に関して募集します。

- ①探査予定面積が100㎡を超える
- ②地主及び小作人が不発弾等探査・発掘工事に同意  
している。

【提出期限】7月10日(水)

※条件や提出物などの詳細は西原町HP(トップ→新着情報)で確  
認するか、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】

総務部 生活環境安全課 ☎945-5018



# 障害児福祉手当・特別障害者手当制度があります!

この制度は身体又は精神に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方に県が手当  
を支給する制度です。

支給対象者	
特別障害者手当(月額 27,200円)	障害児福祉手当(月額 14,790円)
20歳以上の在宅の障がい者で、 福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1)施設に入所(通所を除く)している場合。 (2)病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。	20歳未満の在宅の障がい児で、福祉事務所長の認定を 受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1)施設に入所(通所を除く)している場合。 (2)政令で定める公的年金を受給している場合。

※手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。  
※申請手続きには認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本(抄本)、住民票謄本、認定診断書など必要書類がありますので事前に  
ご連絡ください。

【お問い合わせ】福祉部 健康支援課 障害支援課 ☎945-5013・南部福祉事務所 地域福祉班 ☎889-6364

# 福祉保険課からのお知らせです

西原町では、国民健康保険事業の安定的運営のため、「西原町国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成し取り組んでいます。  
町民の皆様へは、国民健康保険制度を守るため、国民健康保険税の納め忘れがないようご理解とご協力ををお願いします。

令和元年度 西原町国民健康保険収納対策緊急プラン(抜粋)

- ①滞納状況の解消:未申告者への申告勧奨、非自発的失業者の軽減措置等の減免制度の周知
- ②徴収方法の改善など:滞納整理、分割納付の推奨、口座振替の推進
- ③滞納処分の実施:長期滞納案件などの財産調査や滞納処分の実施

詳しくは  
町HPを  
ご覧  
ください。

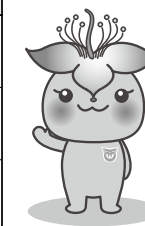


【お問い合わせ】福祉部 福祉保険課 賦課徴収係 ☎911-9163

# 太田小児科 病児保育料の一部免除について

6月に今年度の税額が決定したことで、7月から病児保育料の一部免除の適用が変更されます。

	申請の必要
①非課税世帯→非課税世帯 手続きの必要はありません。7月から一部免除になります。	なし
②非課税世帯→課税世帯 手続きの必要はありません。7月から一部免除はありません。	なし
③課税世帯→非課税世帯 こども課窓口で手続きの必要があります。手続きをした日から一部免除になります。	あり



①と③に該当する方のうち、平成  
31年1月1日に西原町に住所がなく、平成31年度町民税非課税の  
方で7月以降も利用料助成を受け  
たい方は、所得証明書の提出が必要  
です。非課税が確認できない場  
合は7月以降の免除ができません。

【お問い合わせ】福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

# 国民年金保険料の免除申請受付中!(令和元年7月～令和2年6月分)

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば申請者本人が免除を受けることができます。

## 必要書類

- 本人が申請する場合:身分証明書
- 代理人が申請する場合:代理人の身分証明書・印鑑・委任状

※免除の申請は、過去2年分(申請月の2年1か月前の  
月分)までさかのぼって申請することができます。  
※離職された方は、別途離職票などの証明書類が必要  
になる場合があります。

【お問い合わせ】総務部 町民課 住民年金係 ☎945-5012・日本年金機構 浦添年金事務所 ☎877-0343

# 《西原町給排水工事指定店》

台所・浴室・トイレ  
水廻りのリフォーム

水道管取替え工事

下水道接続工事

お見積り調査無料!!



西原町字内間111-2  
TEL.882-9155



☎0120-882-916

お気軽に  
お電話下さい。



# ふるさとづくり寄付金



使い道:健康・福祉の充実に関する事業

寄付者 西原町電設会  
寄付額 20万円  
(大濱 長建 会長)

# 西原町人材育成会へ



寄付者 金秀グループ  
寄付額 100万円  
(呉屋 守将 会長)



使い道:平和・教育・文化・スポーツ振興の充実に関する事業

寄付者 有限会社 秀開発工業  
寄付額 10万円  
(仲間 美智秀 社長)



寄付者 西原町管工事協同組合  
寄付額 10万円  
(宮野 座清 理事長)

愛の  
贈りもの

あたたかいお心遣いに、  
深く感謝申し上げます。